

# エコノミストコラム

ECONOMIST COLUMN

## 2026年は、政府の施策が設備投資を促進

### 高市政権の成長戦略が始動

アベノミクスの継承を掲げる高市政権が首相に就任後、株式市場は積極的な財政出動や成長戦略等への期待から大幅に上昇しました。2025年度補正予算には喫緊の課題である物価高への対策が盛り込まれ、景気の底堅い推移は継続する見通しです。そうした中、2026年は、高市政権による企業の余剰資金改革と経済安全保障政策の後押しにより設備投資活動の本格化が期待されます。

### 設備投資動向の振り返り

企業行動を振り返ると、経常利益は1985年度から2024年度には5倍以上に拡大しました。その間、設備投資は約2倍になりましたが、2023年度でようやくバブル期の1991年度の水準を回復しました（図表1、2000年度まではソフトウェア投資を含まず、2001年度以降はソフトウェア投資を含む点に留意）。企業の経常利益と設備投資の関係は、2010年度以降変化し、利益に比べ投資が抑制されているようすがうかがえます。一方で、現預金は1985年度から2024年度にかけて約3倍に膨らみました。

設備投資を、国内、海外別に確認すると（図表2）、リーマンショックの2009年度を境に、国内での投資が抑制され、海外へ振り向ける姿勢が顕著に表れています。その後、2013年度以降は、円安に転換したほか、企業業績の回復を背景に、2018年度にかけて国内の設備投資の増加が続きました。さらには、安倍政権下で実施された生産性向上促進を企図した設備投資減税策が国内投資の押し上げに寄与した可能性は高いとみられます。2021年度以降は、世界的な感染症の流行や不安定化する国際情勢、それに伴う供給制約の高まりを背景に、国内外におけるサプライチェーン強靭化の必要性が認識されました。近年では、人手不足の深刻化、AI（人工知能）・テクノロジーの急速な進化なども、国内投資を後押ししているとみられます。

（次ページに続く）

エコノミスト 飯塚祐子

図表1：企業の経常利益、設備投資などの推移



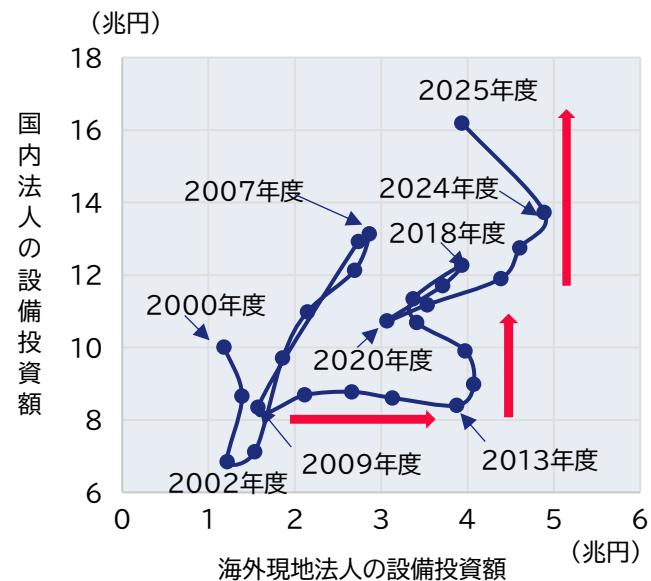
期間: 1985年度～2024年度(年次)

注: 法人企業統計の全規模全産業(除く金融保険業)。

2000年度までは、ソフトウェアを含まない設備投資、2001年度以降はソフトウェアを含む設備投資。

出所: 財務省のデータを基にアセットマネジメントOneが作成

図表2：製造業の国内・海外設備投資



期間: 2000年度～2025年度(年次)

注: 国内法人の設備投資は財務省「法人企業統計」の資本金1億円以上の製造業。海外現地法人の設備投資は、経済産業省「海外現地法人四半期調査」。ソフトウェアを除く。

2025年度は国内法人の設備投資は4-6月期、7-9月期の額を年間値に換算。海外現地法人の設備投資は4-6月期の額を年間値に換算。

出所: 財務省、INDBのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

# エコノミストコラム

ECONOMIST COLUMN

## 政府の施策が設備投資を促進

2026年度は、政府の施策が設備投資促進に働くことが期待されます。

1つは、2026年半ば頃までに予定されている「コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)」の改訂です。今回の焦点は、企業が貯め込んだ資金を「投資」へと有効活用する仕組み作りです。高市首相は、かねてから企業の現預金に対する課税に言及してきました。24年の自民党総裁選では「企業は内部留保の使い道を明示すべき」と主張しました。高市首相と金融庁の方向性は一致しており、現預金活用の圧力は強まると思われます。

もう1つは、2026年度の税制改正において、設備投資促進税制が創設されたことです。投資の規模や収益性の条件を満たせば、即時償却または投資額の7%を法人税額から差し引く税額控除を、全業種で利用可能とする制度です。2026年夏の政府の成長戦略策定に向け、複数年度にわたる予算措置のコミットメントや税制などが検討され、投資の予見可能性向上が注目されます。減税予算規模は4,000億円ですが、政府は今回の措置で年間4兆円程度の設備投資を見込んでいます。さらに、現時点では収益化が見通しにくい領域でも国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、重点産業技術(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信等)の研究開発減税も盛り込まれました。

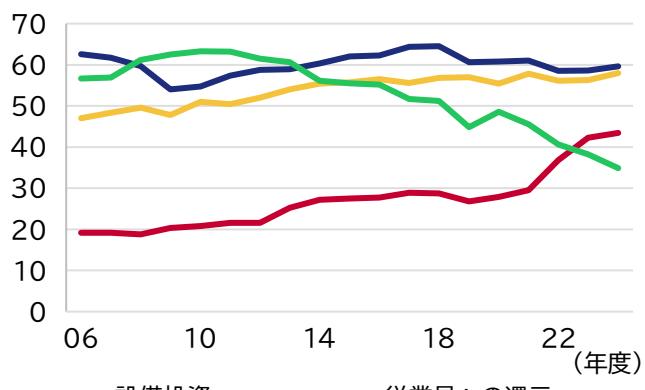
## 企業の利益配分スタンスの変化

企業の利益配分に対するスタンスの変化をみると(図表3)、大企業では内部留保の優先順位が着実に低下する一方、従業員への還元の重要度が急速に高まっています。設備投資も足元でさらに上向きつつあります。

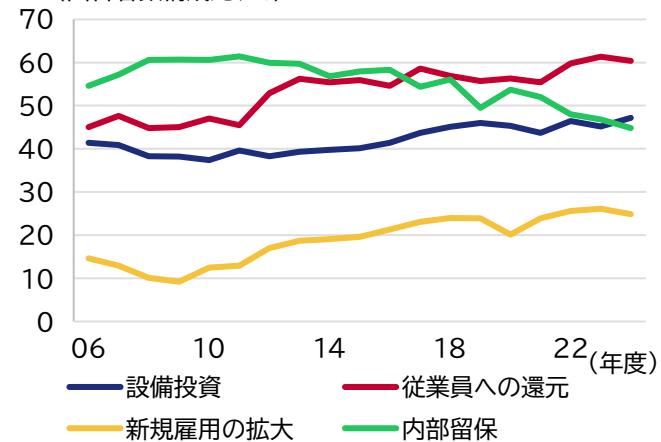
中小企業においても、内部留保の優先度は低下する中、従業員への還元がより重視されるとともに、設備投資に対する積極性もみられ始めています。

図表3:企業の利益配分のスタンス

(回答者数構成比、%) 大企業



(回答者数構成比、%) 中小企業



期間:2006年度～2024年度(年次)

注:10項目のうち、重要度の高い3項目を回答。回答者数構成比の上位4項目を図示。

10項目は、①設備投資、②新規(商品・新技術等の研究・開発、③関連会社への出資、M&A、④有利子負債削減、⑤新規雇用の拡大、⑥従業員への還元、⑦役員報酬・賞与、⑧株主への還元、⑨内部留保、⑩その他。

出所:財務省のデータを基にアセットマネジメントOneが作成

財政出動の規模ばかりが注目される高市政権の政策ですが、大企業では軌道に乗りつつある債上げの促進税制を縮小するなどメリハリを意識し、デフレ脱却の次のテーマである成長戦略に力点を移す方向性が示されました。2026年は、政府の施策が企業の投資を促進し、日本経済の危機管理強化や成長に資することが期待されます。(了)

# 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

## 【投資信託に係るリスクと費用】

### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

#### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: **上限3.85%(税込)**

換金時手数料: **換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。**

信託財産留保額: **上限0.5%**

#### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): **上限年率2.463%(税込)**

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
  - 1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
  - 2.購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  - 3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。